

内共第 26 号第五種共同漁業権遊漁規則 新旧対照表

(1) 遊漁期間

変 更 後	変 更 前								
第 4 条 <table> <tr> <th>魚種</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td><td><u>4 月 1 日</u>から 9 月 20 日まで</td></tr> </table>	魚種	期間	いわな、やまめ	<u>4 月 1 日</u> から 9 月 20 日まで	第 4 条 <table> <tr> <th>魚種</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>いわな、やまめ</td><td><u>3 月 21 日</u>から 9 月 20 日まで</td></tr> </table>	魚種	期間	いわな、やまめ	<u>3 月 21 日</u> から 9 月 20 日まで
魚種	期間								
いわな、やまめ	<u>4 月 1 日</u> から 9 月 20 日まで								
魚種	期間								
いわな、やまめ	<u>3 月 21 日</u> から 9 月 20 日まで								

(2) 禁止区域

変 更 後	変 更 前								
第 5 条 <table> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>・馬場目川川台堰堤上流端より上 下流100メートルの区域 ・馬場目川戸村頭首工の上下流50 メートルの区域</td><td>1 月 1 日から12月31日まで</td></tr> </table>	区域	期間	・馬場目川川台堰堤上流端より上 下流100メートルの区域 ・馬場目川戸村頭首工の上下流50 メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで	第 5 条 <table> <tr> <th>区域</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>・馬場目川川台堰堤上流端より上 下流100メートルの区域</td><td>1 月 1 日から12月31日まで</td></tr> </table>	区域	期間	・馬場目川川台堰堤上流端より上 下流100メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで
区域	期間								
・馬場目川川台堰堤上流端より上 下流100メートルの区域 ・馬場目川戸村頭首工の上下流50 メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで								
区域	期間								
・馬場目川川台堰堤上流端より上 下流100メートルの区域	1 月 1 日から12月31日まで								

(3) 遊漁料の額及び納付方法

変更後				変更前			
第7条				第7条			
魚種	漁具・漁法	遊漁料		魚種	漁具・漁法	遊漁料	
いわな、やまめ	手釣・さお釣	<u>1日 1,000円</u>	<u>1年 5,000円</u>	いわな、やまめ	手釣・さお釣	<u>1日 700円</u>	<u>1年 4,000円</u>